

各種医療費助成制度について

～保険年金課よりお知らせ～



市では、病院等にかかった医療費に対して、一定の条件でその一部を助成する制度を実施しています。対象となる人で、まだ手続きをしていない場合は、保険年金課 医療係までお問い合わせください。

※手続きにあたっては、医療保険に加入していることが必要です。

※各種医療費助成制度の重複受給はできません。また、生活保護受給者は除きます。

※手続きに必要なものについては、保険年金課医療係にお問い合わせください。

問合せ = 保険年金課 医療係 (内線 327・328)

助成の種類		対 象	助成方法
① 子ども医療	0歳～ 小学校就学前 「乳幼児医療費 受給資格証」	0歳～小学校入学前 の乳幼児	申請により「受給資格証」を交付します。 ▼ 受診時に医療機関などの窓口で健康保険証と受給資格証を提示し、3割(小学校就学前は2割、70歳以上の人は1割または2割または3割)の自己負担額を支払ってください。
	小学生・中学生 「子ども医療費 受給資格証」	小学校入学後から 中学校卒業までの 子ども	▼ 約2～3カ月後に、一部負担金(※1)を差し引いた助成金を登録口座へ振り込みます。
② 心身障害者医療 「心身障害者医療費 受給資格証」	1歳以上で、 身体障害者手帳1・2級 または 療育手帳A1・A2級 を所持している人 (後期高齢者医療保険に 加入している人は④へ)	※県外の医療機関を受診した場合は助成金の申請が必要です。 ※高額療養費等が健康保険から給付される場合は、別途お手続きが必要な場合があります。	
③ ひとり親家庭等医療 「ひとり親家庭等医療費 受給資格証」	18歳未満*の子どもが いる、ひとり親家庭の 親とその子など (※18歳到達後3月31 日まで) <所得による支給制限 があります>	(※1)一部負担金とは 【通院】1医療機関につき月500円 ただし、小中学生の場合は、1医療機関につき月1,000円 【入院】1医療機関につき月1,000円 (14日未満の入院は月500円) 【調剤薬局】一部負担金なし	
④ 重度心身障害老人等医療 「資格証なし」	後期高齢者医療保険に 加入している人で、 ②または③に該当する人	受給資格証はありません。 受診時に医療機関などの窓口で健康保険証を提示し、1割(現役並み所得者は3割)の自己負担額を支払ってください。 ▼ 約3カ月後に、高額療養費等健康保険から給付される額と一部負担金(※1上記)を差し引いた助成金を、登録口座へ振り込みます。	

◎「精神障害者医療費助成」については、厚生福祉課 障害福祉係(内線535)にお問い合わせください。